

# 国士舘大学FD・IR委員会規程

制定 令和8年4月1日

(目的)

**第1条** 国士舘大学の教員の教育研究活動、とりわけ授業内容・方法を改善し、教育能力を向上させるためファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）の方策を恒常的に検討するとともに、教育の質向上のために本学におけるインスティテューショナル・リサーチ（以下「IR」という。）の活用を検討することを目的として、FD・IR委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名した副学長 1名
- (2) 各学部教授会から選出された者 各1名
- (3) 大学院研究科から選出された者 1名
- (4) 各附置研究所所員会から選出された者 各1名
- (5) 学長室長、教務部長及び教務部事務部長
- (6) 学長が委嘱した者 若干名

2 委員長は前項第1号に定める副学長をもって充て、副委員長は前項第2号から第6号までに定める委員の中から学長が任命する。

3 第1項第2号、第3号、第4号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、任期の途中で交代する場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

**第3条** 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

3 委員会は、委員総数の過半数の委員の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長が決する。

5 委員長は、必要と認めた場合、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(協議事項)

**第4条** 委員会は、教育研究活動改善の方策に関する次の事項を協議する。

- (1) FD活動の企画立案に関する事項
- (2) 授業評価の実施の運営方法に関する事項

- (3) 各学部等が行うFDの支援に関する事項
- (4) FDに係る講演会、研修会に関する事項
- (5) FD活動の自己点検・評価に関する事項
- (6) IRデータの収集に必要な調査に関する事項
- (7) IRデータの可視化に関する事項
- (8) IRデータの点検・評価に関する事項
- (9) その他FD・IRの推進に必要な事項

(庶務)

**第5条** 委員会の庶務は、教務部教務課の協力を得て学長室FD・IR推進課が行う。

(改廃手続)

**第6条** この規程の改廃は、委員会の議を経て理事会で決定する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。